

子どもシェルターおきなわ NEWS LETTER vol. 8



2023.06.16 発行

the best interests of the child.
子どもが、子どもとして生きることのできる場所

ご挨拶

こどもまんなか社会の実現と子どもの権利条例制定に向けて
NPO 法人子どもシェルターおきなわ理事長 横江 崇

本年4月1日より「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。

この法律や新しい組織によって、これから「こどもまんなか社会」を作っていくこととされています。「こどもまんなか社会」とは、常に子どもの最善の利益を第一に考えて、子どもに関する取組、政策が我が国の真ん中に据えられる社会だとされています。これから、国や都道府県、市区町村は、こども基本法の内容に沿って、「こどもまんなか社会」を作るため、子どもや若者に関する取組みを進めていくこととされています。



子どもたちがのびのび、息苦しくなく生活していくためには、子どもの権利が十分保障されなければなりません。そして、子どもの権利を保障するためには、各市町村において、子どもの権利を総合的に保障する条例を制定する必要があります。

子どもの権利に関する条例は、自治体において、子どもの権利保障を総合的かつ効果的に実施するための施策の策定、組織の整備のための根拠となり、子どもに関係する全ての法規範の指導規範として作用するものでなくてはなりません。子どもの権利条約の理念と原則に照らし、条例が、福祉、教育等の各分野、各機関に共通する法規範となり、子どもの権利の保障と拡大を図る根拠にならなくてはなりません。また、子どもの手続的権利を保障する制度を創設する根拠及び自治体や地域社会における子どもの参画を促進する根拠でなくてはなりません。さらに、子どもの権利救済制度の創設のための根拠となるべきです。個別的な権利救済と、政策提言を含めた権限を有する権利救済機関が求められています。加えて、子どもの権利保障のために、自治体が子どもに関わる NPO 等との連携、協働を促進するものでなくてはなりません。

沖縄県の各市町村においてこのような子どもの権利に関する条例を制定し、子どもの権利の保障と「こどもまんなか社会」を実現するため、当法人も活動していきたいと思っております。今後とも当法人の活動へご理解、ご協力いただきたくお願い申し上げます。

「月桃」活動報告

川津 知大 (理事)

子どもシェルターおきなわ「月桃」(サンニン)の令和4年度の活動報告を致します。

1. 入所人数

令和4年度は、13歳から19歳まで(入所時年齢)、延べ20名(実人数18名)の子ども達を受け入れました。入所の経緯は、一時保護委託が多かったですが、市町村や女性相談所、支援者からの紹介など、児童相談所以外からの入所も一定数ありました。また、自ら虐待を訴え保護されたケースが多く、子ども達自らがSOSを出しているんだという権利意識が少しずつ広がってきているのではないかと感じています。これもシェルターの活動が着実に根付いた成果だと思えます。

2. 入所の理由、入所者の特徴、入所期間

延べ20名の入所者中、単身者が1名、片親世帯が9名、ステップファミリー5名、実父母4名、その他1名でした。入所者には、発達障害や知的障害、解離性障害、不眠・情緒不安定等、何らかの障害や疾患を抱えている子どもが多く見られました。複雑な家庭環境や、子どもの障害や疾患等に対する保護者の対応の困難さが、子どもへの身体的虐待や心理的虐待に繋がり、子どもの居場所を失くしてしまっていることが考えられました。また、令和4年度は性被害を訴えて保護されたケースが4件と過去最多であり、性被害による解離症状に対するケアに苦慮する場面がありました。妊娠しているケースも2件あり、妊婦としてのサポートも重要な課題でした。

最近問題として取り上げられることが多くなっているヤングケアラーですが、入所した子どもの中にも、ヤングケアラーとしての役割が大きく負担になっていたため、レスパイト(休息)として入所した子どももいました。

シェルターの入所期間は2か月程度を目安としていますが、令和4年度の子どもの平均滞在日数は約18日間でした。中には、親子関係の調整に時間がかかり、入所期間が3か月以上の長期に及んだケースもありましたが、例年の平均日数は約31日間のため、令和4年度は滞在期間が比較的短かったと思います。他方で、シェルターのルール(携帯電話を利用できない等)に反発し、親族宅や、交際者宅に行くと言って数日で退所した子どももあり、子どもとの向き合い方の難しさにも直面しました。

子ども達の退所時には、基本的にアンケートを書いてもらい、理事、コタン、スタッフで共有してより良いシェルターを作るための参考にしています。シェルターに入所して楽しかった、良かった、といった声も多数もらうことができ、本当に嬉しい限りです。シェルターに来た当初は表情が暗く、生活リズムも乱れて不安定になっていた子どもが、徐々に落ち着きや明るさを取り戻し、全く違う表情で退所していくとき、改めて、シェルターの存在意義を実感することができました。

3. 子ども担当弁護士(コタン)と子ども達との関わり

シェルターに入所した子には、それぞれに担当理事とコタンが付きます。

コタンは、関係機関と連携して、親子関係の調整、退所後の居場所探しに奔走し、担当理事はコタンの活動をサポートします。特に、親権の問題、未成年であるために難航しやすい居住先の契約問題など、法律に強い弁護士だからこそ力を発揮できるケースは多々あります。

コタンの業務は多岐にわたり、子どもとの関わり、シェルターとの連携、保護者や関係機関との

やり取りで様々な判断が要求されるため、子どもシェルターおきなわとしての一定の指針を示す必要から、コタンマニュアルを作成しています。

入所中の子ども達は、コタンや担当理事、スタッフとお喋りをしたがるが多かったです。大人の意見を押し付けたりすることなく、丁寧に話を聴いてくれる大人の存在を子ども達が求めているんだと再確認させられました。

4. スタッフ

現在、常勤スタッフ3名（うち1名は育休中）、非常勤スタッフ3名が勤務しており、ボランティアの方々の協力もありますが、常勤スタッフが不足しており、一時シェルター閉鎖の危機に瀕するほど、常勤スタッフの安定した確保が重要な課題となっています。

スタッフは、子どもの話し相手になったり、食事を作ったり、時に就業先探しや病院に同行したりと、様々な子どもの身の回りのことを担当しています。

子ども達は、特に入所当初には精神的に不安定になってしまうこともありますが、スタッフの気配りと支えにより、徐々にシェルターの環境にも慣れ、精神的にも落ち着いてくることが多いです。

シェルターが子ども達の安心、安全な居場所となれているのは、子ども達を第一に考えたスタッフの努力によるところがとても大きいと感じています。

5. 入所中のシェルターでの過ごし方など

入所後、極力速やかに、コタン、担当理事、児相担当者、スタッフ等関係者が集まり、子どもの今後について検討をするケース会議を開きます。会議には本人も参加し、今の気持ちや、今後自分がどうしたいか等、意見を言ってもらっています。

日頃一緒にいる時間が長いスタッフが、本人の生活面でのおささいな変化などにもよく気付いてくれて、情報共有を受けた児相担当者も心強く感じているとの話をよく聞きます。2回目以降のケース会議も必要に応じて適宜行います。

また、シェルターでは、食事以外の時間は基本的には自由時間なのですが、卓球や人生ゲーム、ジェンガ、トランプ、オセロ、UNOなど、コタンやスタッフ含めみんなでわいわい遊べるゲームが大活躍しました。ご寄付いただいたピアノやギターなどの楽器を弾いたりする子、塗り絵をしたり、映画DVDやドラマ、音楽番組を観たり、本を読んで過ごす子も多いです。

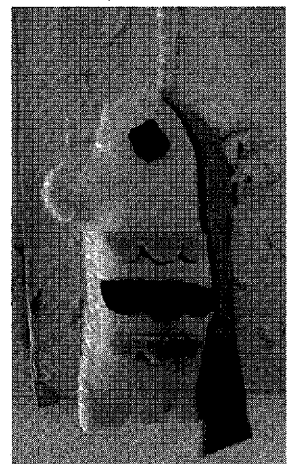
学校の宿題が分からないという子には、スタッフが優しく教えてあげて子どもの勉強を手伝ってあげたりもしています。子どもが興味のある分野について、コタンや理事が本を差し入れてあげたりもし、子どもの勉強をサポートすることもあります。

6. 終わりに

平成28年4月に「月桃」を立ち上げてから、早くも7年が経過しました。

これまで、皆様からのご寄付やお力添えにより、子どもたちに安心した居場所を提供することができています。心から感謝申し上げます。

これからも、ますます子ども達の気持ちを大切に、寄り添って、一人でも多くの子ども達のより良い環境を築けるよう、活動を続けてまいります。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。



子どもが作ったアマビエ

ホッとできる時間を共に

私がシェルターのスタッフとして関わらせて頂き、早くも一年が経ちました。この一年間で多くの子ども達との出会いがありました。私自身、子ども達とは近い年齢ということもあり、週末に現れる大学生スタッフとしてワイワイ楽しく関わらせて頂いています。

私がこれまでシェルターで学ばせて頂いたことはたくさんありますが、その中でも特に重要だと感じていることがあります。それは、ケアワーカーとして子どもをケアをさせていただくなかで、「あなたは大切にされるべき存在なんだよ」と、身の回りの場所を清潔に保つことや日々の関わりのなかで伝え続けていくということです。このメッセージが子どもに少しでも伝わった時、子どもの中で何か変化が出てくるのかもしれないと感じています。そして、このような経験の積み重ねの中で、子ども自身が自分を大切にできるということに繋がってくれたら嬉しく思います。

シェルターでは子どもと一緒に折り紙や手芸、ボードゲームやテレビゲーム、お菓子作り等を楽しんでいます。また、ご飯のメニューを料理本をみながら考えたり、ときには一緒に調理したりすることもあります。子ども達は様々な活動と一緒にいる中で新たな一面を見せてくれたり、その事柄にまつわるエピソードをお話ししたりしてくれます。また、何気ない雑談から話が派生していき、



退所する子どもを囲んで・・・

稲嶺優海（子どもシェルター月桃スタッフ）

学校や家族のこと、不安や不満に思っていることなどたくさんのお気持ちを話してくれることがあります。面談という決まった時間の中だけではなく、生活場面での会話から子ども達の気持ちが語られる言葉一つひとつと向き合い丁寧に関わっていくことが大切だと感じています。そっと隣にいて、時にはふふっと笑顔で笑い合える時間を共有していく中で、少しでも子ども達の心が和らいでくれたら嬉しく思います。

これからもシェルターに来てくれた子ども達がゆっくりと休み、今後のことについて考えていけるようスタッフ一丸となってサポートしていきたいと思っています。そして、子どもが自分のこれからについて自分自身で選択していくことを隣で見守り、時には小さな声でエールを送り続けていきたいです。

これから子ども達を取り巻く環境が良いものへと変化し続けていく社会になることを願うとともに、私自身もその社会の一員として自己研鑽を重ねていきます。



ときには一緒に調理をしたりすることもあります

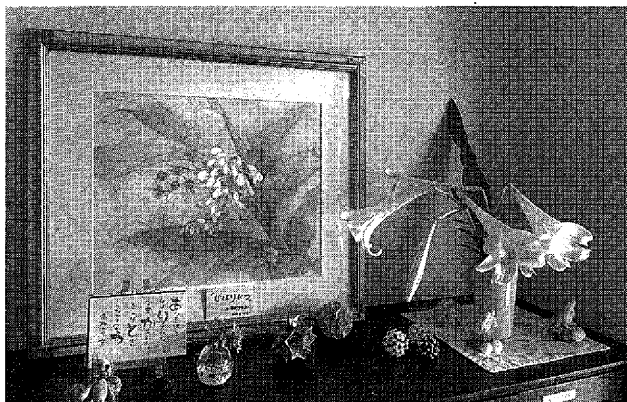
ココロのボスに会いに行くのだ

饒波正博（理事）

赤塚不二夫のマンガ「もーれつア太郎」ではキャラクターが有名だが、ココロのボスというキャラも忘れがたい。見た目はスーツを着たタヌキ、切った張ったを繰り返すギャングのボスなのに小さくか弱いものを愛でる、そんな一面をもつ憎めないキャラだった。1967-70年の連載当時、ココロのボスは45歳という設定だったから当年101歳。マンガのキャラは死なない、さて彼は今何をしているのだろうか。

話は飛ぶ。虐待で崩壊した家庭がマスコミで取り上げられる時、住んだ家の物干し台に置かれた三輪車あるいは砂場遊びの道具がきまって映し出される。これを見るたびに心がざわつく。あるいはSNSに残された家族写真と短い書込みが報道される。これを読むとなにかおちつかない心持ちになる。もしかして、そこには未熟だが真剣なココロがあったのかもしれない。そう考えると事件へのすべての世評は反転していく。汚れちまって欠けちまったココロがあちらこちらで野ざらし雨ざらしになっている。これがその映像の意味なのかもしれない。

赤塚不二夫は何故ココロのボスを登場させたのか？時代はその後、「亭主元気で留守がいい」とか「24時間戦えますか？」とか普通のココロなら耐えられない時代に突入していく。ココロを置き



玄関には折り紙の作品、ボランティアの方にいただいた水彩画

去りにしたまま突っ走る時代をこのマンガ家は敏感に感じていたのだろう。

さてココロのボスは今何をしているのだろうか。御年101歳さすがに切った張ったはできない。私はこう想像する。あっちこちで野ざらし雨ざらしになっている汚れて欠けてしまったココロを拾い集めて、大切に蔵入れし続けているのではないかと、ときどきは声をかけ、その一つ一つを愛でる、そんな毎日を送っているのではないだろうか。出来の悪い子分たちが、このコレクションを粗末に扱おうものなら、叱りつけて、こう言うだろう「汚れちまっても、欠けちまっても、ココロはココロなのだ」。うんやっぱ、ココロのボスに会いに行かねば。

というわけで、私は30年勤続した脳神経外科を辞め、精神科を1から勉強することになりました。



子どもが色鉛筆で描いたイラスト

ケース報告

井上 祥平（子ども担当弁護士）

私がコタンを担当した高校3年生のAさんのケースについて報告します。

Aさんは父子家庭で育ちました。Aさんとシェルターで初めて面談した際、父のところには帰りたくないけど、今後、具体的にどうしたいかもわからない、とにかくしばらくゆっくりしたい、いろいろなことに疲れ果てて何も考えられないという状況でした。シェルター長とも相談し、しばらくはゆっくり休んで、まずは心を回復させようという方針になりました。

私はシェルターを訪れてAさんと会話をしたり、一緒にご飯を食べたりしました。当時シェルターには他の子も入所しており、Aさんは、その子が好きなアイドルのことを覚えてコミュニケーションを取ろうとするなどしていました。このようにして過ごしていくうちに、段々とAさんが元気になっていく様子が見て取れました。

しばらくすると、定期試験の時期にさしかかりました。Aさんは、十分な授業も受けていないし、今は無理と言っていたので、高校と交渉してみました。卒業要件の関係で試験は受けなければならないこととなりました。Aさんはかなり落ち込んでしまいましたが、応援のメッセージをくれた先生もおり、なんとかすべての試験を頑張って受けました。

そして、この試験を受け終わったころ、Aさんは一時保護所へ移動することが決まっていたため、息つく間もなくケース会議に臨むこととなりました。ケース会議では、「まだ家には帰りたくない。今後のことについてはもう少し考える時間が欲しい。」という自身の意向を述べることができました。また、これまでは、父とコミュニケーションを取ることを強く拒んでいましたが、心理士の後押しもあり、父への手紙を書くことができました。

Aさんが一時保護所に移ったあとも、引き続きサポートが必要な状況でしたので、私は面会やケースワーカーとの連絡などの関与を続けました。

一時保護所で面会した際、Aさんは集団生活が不安だったけど、すぐに同年代の友達ができて生活にも適応できたと報告してくれました。そして、私に将来の進路や勉強の取り組み方などについて質問してくれました。また、「どうやってやる気を出しますか？」という質問をされたのは印象的でした。Aさんは、同じ質問を児相職員などいろいろな大人にしているとのことでした。

このように、Aさんは、この頃には前向きな考えができるようになっていました。

そして、Aさんは、今後、養護施設に行きたい、進学したいとの自身の意向をまとめて、父に手紙を書きました。その後すぐ、Aさんと父との面会も実現しました。私はAさんと父との面会の前日にAさんと面会し、シェルター入所後の生活でAさんがいろいろとできたことを一緒に振り返り、自信を持って大丈夫だよと励ましました。父との面会では、Aさんは落ち着いて思いを伝えることができ、父もAさんの意向を聞き入れて、応援を約束してくれたそうです。

その後、Aさんは児童養護施設に入所することができました。一度様子を見に行き面会しましたが、Aさんは、養護施設での生活も大丈夫であること、受験先も自分が興味がある分野を勉強できるところに決めたことを報告してくれました。その数か月後には、無事に志望校への進学が決まり、春から一人暮らしをすることになったこと、父との関係性も改善されてきており、就学、生活について、援助してくれることになったと連絡を受けました。

Aさんは、シェルター入所当初、何も考えられないという様子でしたが、段々と回復していき、前へ進むことができました。これは単に時間が解決してくれたというだけでなく、Aさんがシェルター入所後の生活の中で「できる」という経験を重ねて自信をつけることができたことが大きかったと思います。

「子どもの権利条約フォーラム 2022 in 沖縄」報告

古謝 千尋（子ども担当弁護士）

2022年12月10日及び11日、沖縄大学にて開催された「子どもの権利条約フォーラム 2022 in 沖縄」の子どもシェルター分科会にて、事例担当者として出席し、事例ご報告をさせて頂きましたので、ご報告いたします。

家庭に居場所がない子どもの保護と自立支援をテーマとして、沖縄県内で虐待やヤングケアラー等、家庭に居場所がない子ども達を、沖縄県内においてどのように連携し、子どもの権利を保障するためにどのようにしてアドボカシーを実践していくのか、が報告のテーマでした。

私は、実父から性的虐待を受けていた子どもの件について、ご報告をさせて頂きました。

担当した事例では、子どもがシェルターに入った時点で、すぐに、実父が逮捕され検察官による捜査が開始されていたため、検察官からの被害内容に対する聞き取りという、子どもにとっては精神面での負担が大きい状況が待ち受けていました。子ども自身が、悲惨な体験で乖離症状を起こし、記憶があいまいな部分もあったため、供述内容にずれが生じたり、検察官から何度も取調べを受けるなど、様々な壁がありました。

実父は、子どもとは全く異なる言い分をしていたため、実父の裁判で証人として子ども自身が出廷しなければ、実父の言い分のみが採用されかねない、という状況にも陥っていました。

このような中、子ども自身は、実父との言い分の違いを聞かされて更に傷ついたこともありましたが（二次被害）、性的虐待により重度のPTSDに陥っていると診断され、シェルターの中では日々頭痛に悩まされ、毎日数種類、10錠近くの薬が欠かせない状況でした。

そこで、子ども担当弁護士として、子どもの状況を正確に把握し伝えるため、何度もシェルターに足を運びゆっくりと子どもと信頼関係を築きながら事件の内容について詳細な聞き取りをしました。そのうえで、検察官に対しては、子どもから事件に関する聞き取りをする場合に、子どもが混乱せず話ができる方法についての要望を出したり、子どもから聞き取った内容を調書とし、代わりに提出する、といった活動をしていました。

また、裁判では、子どもがどうしても証人として出廷できなかったため、被害者代理人として子どもの代わりに実父の裁判に参加し、子どもから詳細に聞き取った事件に関する当時の感情や現在の心境、実父や裁判に対する思い、を代わりに伝える、ということをしました。

更には、実父の代理人と交渉し、一定の金銭を、被害弁償として支払ってもらいました。

このような活動を通じて、子どもを支援するとともに、子どもが自身の権利を守ってもらうための手助けをさせて頂きました。

大まかにですが、以上のことをフォーラムではご報告させて頂きました。

出席者の皆様、関心を持って聞いてくださっていたように感じましたが、特に、被害者である子どもの心情を記した「意見書」をかいつまんで読み上げさせて頂いた際には、特に真剣に耳を傾けてくださっていたように思います。

私自身、この事例を通じて、子どもの権利保障について深く考えさせられるとともに、子どもへの捜査方法や、初動の重要性等、多くの課題も見つかりました。

未熟ゆえ、もっとあの時こうしておけばよかった、と思う部分も多くあり、アドボカシーの実践事例として自信を持って報告できるような状況ではありませんでしたが、フォーラムへ参加させて頂いたことで、更に研鑽を重ねたいとの思いを強く持ちましたし、今後連携できる関係機関が増え

たり、子どもに関わる大人が増えることで、家庭に居場所がない子ども達に対するよりよい支援につなげていけるのではないかと、どの希望を感じました。

貴重な経験をさせていただき、ありがとうございました。

会員・寄付・助成のご報告・・・ありがとうございます。

◎ 助成・寄付 (団体のみ 敬称略 順不同)

コストコホールセールジャパン株式会社
社会福祉法人沖縄県共同募金会
American Chamber of Commerce in Japan
(ACC) (在日米国商工会議所)

クレア・ファータ
株式会社 LIFULL
株式会社リタラボ
九州納豆組合

支援のお願い

子どもシェルターにおける子どもたちの生活や運営のための経費は、公的援助だけでなく、皆様のご支援で支えられています。ぜひとも「支援の輪」につながっていただき、私たちの活動を支えてください。

①会員になる (年会費)

正会員 個人 5,000 円
 団体 10,000 円
賛助会員 個人 2,000 円 (1口)
 団体 10,000 円 (1口)

②寄付をする

口座名義人「NPO法人子どもシェルターおきなわ」
沖縄銀行 二中前出張所 普通口座番号 1442426
琉球銀行 樋川支店 普通口座番号 344192
沖縄海邦銀行 松尾支店 普通口座番号 0890107

子どもシェルターおきなわのホームページ、FacebookのQRコードです。子どもたちからのアクセスや皆様からの支援が広がるよう、これからも務めて参ります。登録、「いいね」などをお願い致します。



Facebook



ホームページ



NPO 法人
子どもシェルターおきなわ
TEL. 098-836-6363
(平日 9時~18時)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎2丁目10番3号
泉崎つねビル303号 美ら島法律事務所内
Tel. 098-836-6363
Fax. 098-836-6364
Mail : kodomo@shelter.okinawa

理事長 横江 崇 (弁護士)
副理事長 松本 啓太 (弁護士)
理事 仲渡 尚史 (みらいファンド沖縄)
 饒波 正博 (医師)
 嘉陽 真美 (産婦人科医師)
 系数 未希 (にじのはしファンド代表)
 秋吉 晴子 (しんぐるまざあず・ふぉーらむ沖縄代表)
 川津 知大 (弁護士)
 末松 実紗 (弁護士)
 西村 オリエ (弁護士)
 我妻 潤 (弁護士)
 比嘉 天万呂 (弁護士)
監事 畑 知成 (弁護士)